

「三重県新型コロナウイルス感染症対応資金」 のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響
を受けている事業者のみなさまの
資金繰りを支援するため、新しい
融資制度を創設します！



5/1(金)から
スタート！

◆当初3年間は実質無利子！

○前年比売上高減少が15%以上（個人事業主は5%以上）の場合



当初3年間は無利子とします！

※ 売上高減少が前年比5%以上15%未満の中小企業・小規模企業（個人事業主を除く）については、年率1.6%（固定）の利息がかかります。

**金利
ゼロ！！**
(県が1.6%利子補給)

◆元金の返済据置期間が最大5年間！

○セーフティネット資金を利用した場合、通常2年以内のところを



当該資金を利用した場合、最大5年以内とします！

**据置最大
5年間！！**

◆全期間信用保証料が半額またはゼロ！

○前年比売上高減少が15%以上（個人事業主は5%以上）の場合



信用保証料をゼロとします！

※ 売上高減少が前年比5%以上15%未満の中小企業・小規模企業（個人事業主を除く）については、0.425%（または0.525%）の負担となります。

**事業者負担
ゼロ！！**
(国が保証料補助)

◆要件を満たせば経営者保証免除！

- 直近の決算書が資産超過である
- 法人と経営者の資産・経理が明確に区分されている



経営者保証を免除します！

※ この場合、保証料率が0.2%上乘せされますが、引き続き国による補助を受けることができます。

**経営者保証
免除！！**

- ※ 取扱金融機関は三重県内に本支店を有する金融機関となります。お申込みにあたっては、直接、お取引先または最寄りの取扱金融機関へご相談下さい。
- ※ 当該資金を利用するには、セーフティネット保証（4号・5号）、危機関連保証のいずれかの認定書の取得が必要となります。認定機関は市役所または町役場です。
- ※ 申込期間：令和2年5月1日（金）から令和2年12月31日（木）まで。

この他にも



詳細は裏面をご参照ください



日本政策金融公庫による特別貸付制度もございます。詳しくは日本政策金融公庫津支店（電話番号：059-227-5211）へお問い合わせください。

三重県新型コロナウイルス感染症対応資金

令和2年5月1日現在

		個人事業主 (事業性のあるフリーランスを含み、 小規模企業者に限る)	小・中規模事業者 (左記を除く)	
融資対象	業種	全業種 (指定なし)		
	売上高減少	売上高減少 前年比 1か月実績 + 2か月見込 5%以上	売上高減少 前年比 1か月実績 + 2か月見込 5%以上 15%未満	売上高減少 前年比 1か月実績 + 2か月見込 15%以上
融資限度額		3,000万円		
融資期間		10年以内		
据置期間		5年以内		
利率	事業者負担	当初3年間 実質無利子 (4年目以降は年率1.6%)	年率1.6% (固定)	当初3年間 実質無利子 (4年目以降は年率1.6%)
	利子補給	年率1.6% (当初3年間は県による利子補給)	—	年率1.6% (当初3年間は県による利子補給)
保証枠		セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証		
保証料率	事業者負担	0% (全期間)	0.425% (全期間) ※経営者保証を免除する場合0.525%	0% (全期間)
	保証料補助	0.85% (国による全額補助) ※経営者保証を免除する場合1.05%	0.425% (国による1/2補助) ※経営者保証を免除する場合0.525%	0.85% (国による全額補助) ※経営者保証を免除する場合1.05%
保証割合		セーフティネット保証4号または危機関連保証を活用した場合・・・信用保証協会が100%保証 セーフティネット保証5号を活用した場合・・・信用保証協会が80%保証(金融機関が20%責任共有)		
市町長の認定		必要		
備考		申込期間 R2/5/1~R2/12/31		

- ※ 中小企業信用保険法に基づく信用保険の申込対象業種であることが要件となります。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証のいずれかを活用した場合に限ります。
- ※ 実質無利子とは、県が金融機関に対して利子補給を行うことで、利用者の負担する利子が、当初3年間実質的に無利子となるものです。

<申し込み受付先>

三重県内に本支店を有する金融機関

<経営相談窓口>

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 金融支援班

電話番号 : 059-224-2447 E-mail : chusho@pref.mie.lg.jp